

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条  
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し  
た書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに  
意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和元年五月三十一日から同年九月三十日  
までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和元年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 K S , C I T Y 北大和  
所在地 生駒市北大和一丁目二三―一ほか

- 二 変更のあった事項
- 1 大規模小売店舗の名称  
（変更前） グルメシティ北大和  
（変更後） K S , C I T Y 北大和
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
（変更前）

| 名称       | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------|------------------|--------|
| 株式会社ダイエー | 神戸市中央区港島中町四丁目一番一 | 近澤 靖英  |

（変更後）

| 名称        | 住所                | 代表者の氏名 |
|-----------|-------------------|--------|
| 株式会社八百彦商店 | 北葛城郡王寺町畠田四丁目四一九―三 | 上田 彦治  |

三 変更年月日

平成二十九年十二月七日

四 届出年月日

令和元年五月十四日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和元年五月三十一日から同年九月三十日まで。ただし、奈良県の休日を含め

例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま  
す。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで